

分野別情報

第68回動物用医薬品専門調査会議事概要

平成19年2月23日(金) 14:00~15:00

議事概要:

(1)動物用医薬品(ポジティブリスト制度関連)に係る食品健康影響評価について

1)ニトロフラン類について審議され、「ニトロフラン類(フラゾリドン、ニトロフラントイン、フラルタドン、ニトロフラゾン)及びその代謝物である3-アミノ-2-オキサゾリドン、1-アミノヒダントイン、3-アミノ-5-モルフォリノメチル-2-オキサゾリドンに一日摂取許容量(ADI)を設定することは適当でない。セミカルバジド(SEM)についてはニトロフラゾンの使用にかかわらず複数種の食品から暴露されることが想定されるが、SEMの食品中の含有量、暴露量がEFSAで検討されているものと同程度であれば、SEMが生体に毒性影響を示す量と暴露量とのMOE(暴露幅)は大きく、リスクとしては小さいものと考えられる。」として、評価書(案)を食品安全委員会に報告することとなった。

<参考>

1)抗菌剤であり、ポジティブリスト制度の導入に伴い食品中に不検出とする農薬等の成分である物質として規定されています。ニトロフラン類は、動物に対して発がん性があることから、動物用医薬品としての使用は世界的に認められていません。しかし、一部の輸入魚介類等において、本剤の不正使用等による残留事例が確認されています。今回の審議において、ニトロフラン類及びその代謝物についてはADIは設定できないとされましたが、代謝物のうちSEMについては、生体に毒性を示す量と暴露量を比較して評価し、「リスクとしては小さい」とされたものです。

(2)その他

・確認部会の審議の進め方、公開・非公開の扱いの基本方針について説明・了解された。また、部会において審議する動物用医薬品について1物質を追加指定した。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

[プライバシーポリシー](#)